

不配対応費用共済 普通共済約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

用語	定義
請負業務	元請運送人と被共済者との間に締結された業務委託契約書による請負業務をいいます。
業務委託契約書	元請運送人と被共済者との間に締結された業務委託契約書をいいます。
6G会員	株式会社ハコブヨ.netが募集する6G会員をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状に起因する傷害を含みます。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
当会	ハコブパークレー共済をいいます。
不配	業務委託契約書の請負業務である運送業務が第2条（不配対応費用共済金を支払う場合）(1)のいずれかの事由により履行できないことをいいます。
元請運送人	被共済者にその貨物の運送を委託した運送人をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (不配対応費用共済金を支払う場合)

- (1) 当会は、共済期間中に被共済者が日本国内で次のいずれかの事由に該当し、請負業務を履行できなくなり業務委託契約書の違約金条項に基づく違約金の支払いが履行された場合に不配対応費用共済金を支払います。
- ① 被共済者の病気または傷害による入院（注1）
 - ② 被共済者の傷害。ただし、医師が就労不能と判断した期間に限ります。
 - ③ 被共済者がり患した心筋梗塞（注3）、脳血管疾患（注2）または感染症（注4）。いずれも医師による診断を受けた場合にかぎります。
 - ④ 被共済者の配偶者または被共済者の子の病気または傷害による入院
- (2) 当会は、(1)①から④までのいずれかの事由が初めて生じた日からその日を含めて3日以内の請負業務を取消したことにより業務委託契約書に記載された違約金条項の規定に基づき被共済者が支払った違約金に80%を乗じた額を不配対応費用共済金として支払います。
- (3) 被共済者が精神疾患（注1）により入院した場合に支払う共済金は、共済期間を通算して1回の支払いに限ります。

（注1） 精神疾患による入院は、厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目のうち、基本分類番号「F00」、「F04」から「F09」、「F20」から「F51」、「F53」から「F63」、

「F68」、「F69」および「F99」に分類されるものに限ります。

(注2) 別表1に掲げる厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目のうち、基本分類番号「I21」から「I25」までに分類されるものをいいます。

(注3) 別表1に掲げる厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目のうち、基本分類番号「I60」、「I61」または「I63」に分類されるものをいいます。

(注4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および五類感染症のうちインフルエンザをいいます。

第3条 (不対応費用共済金の支払額)

当会が前条の規定により支払う不対応費用共済金の額は、当該業務の業務委託料相当額を1.5倍した額の80%で、1日当たり4万8千円、かつ1回の事故につき14万4千円を上限とします。

第4条 (不対応費用共済金を支払わない場合)

(1) 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、不対応費用共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者、被共済者の配偶者、被共済者の子または共済金受取人の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の子の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

⑧ 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の子が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注4)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

⑨ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響による事故によって生じた損害

⑩ 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の子の妊娠、出産、早産または流産

(2) 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、不対応費用共済金を支払いません。

① 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の3親等内の親族の死亡

② 第2条(1)①から④までのいずれかの事由が生じた日からその日を含めて4日目以降の請負業務を取消したことにより生じた費用

- ③ 被共済者が請負業務に使用する車両として届け出た車両が故障した場合において、被共済者以外の配達員とともに請負業務に従事した場合
 - ④ 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の子が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- (3) 当会は、被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の子が次のいずれかに該当する間に生じた事故による損害に対しては、不配対応費用共済金を支払いません。
- ① 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の子が別表2に掲げる運動等を行っている間
 - ② 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の子が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具（注6）を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等（注7）を用いて道路上で競技等をしている間については、不配対応費用共済金を支払います。
 - イ. 乗用具（注6）を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具（注6）を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等（注7）を使用している間については、不配対応費用共済金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等（注7）を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等（注7）を使用している間

（注1） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2） 使用済燃料を含みます。

（注3） 原子核分裂生成物を含みます。

（注4） 運転する地における法令によるものをいいます。

（注5） いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注6） 自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

（注7） 自動車または原動機付自転車をいいます。

第3章 一般条項

第5条（共済責任の始期および終期）

- (1) 当会は、責任開始日（注1）から共済契約上の責任を負います。
- (2) 共済期間は、次の通りとします。
 - ① この契約が初年度契約である場合、責任開始日（注1）から起算して責任開始日（注1）の属する月の1年後の応当月の翌月の末日までとします。
 - ② この契約が継続契約である場合、更新日から1年間とします。

（注1） 6G会員の申込日の午前0時をいいます。

第6条（告知義務）

共済契約者または被被共済者になる者は、共済契約締結の際、共済申込書の記載事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。

(注1) 当会にこの共済契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

第7条（告知義務違反による解除）

- (1) 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、当会は、共済保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 不配対応費用共済金の支払事由が生じた後でも、当会は、(1)により共済契約を解除することができます。この場合には、共済金を支払いません^(注1)。ただし、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、不配対応費用共済金を支払います。
- (3) 本条による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の住所不明等の正当な理由により共済契約者に通知できないときは、被共済者または不配対応費用共済金受取人に通知します。
- (4) 本条により共済契約を解除したときは、解約返戻金を共済契約者に支払います。

(注1) すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を請求します。

第8条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- (1) 次のいずれかの場合には、当会は、前条による共済契約の解除を行いません。
 - ① 共済契約の締結の際、当会が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかった場合
 - ② 当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、共済契約者または被共済者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
 - ③ 当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、共済契約者または被共済者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めた場合
 - ④ 当会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
- (2) (1)②および③は、その共済契約の締結の代理を行う者の行為がなかったとしても、共済契約者または被共済者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

第9条（共済契約の無効）

共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したときは、共済契約は無効とします。この場合、受け取った共済掛金は返還しません。

第10条（共済契約の失効）

共済契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。

- ① 被共済者が死亡した場合
- ② 被共済者が6 G会員でなくなった場合

第11条（共済契約の取消し）

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当会が共済契約を締結したときは、当会は、共済契約を取消すことができます。この場合、受け取った共済掛金は返還しません。

第12条（共済契約者からの共済契約の解約）

共済契約者は、いつでも将来に向かって、共済契約を解約することができます。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会は、次のいずれかの事由がある場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。
 - ① 共済契約者、被共済者または不配対応費用共済金受取人が、共済金（注1）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（注2）をした場合
 - ② この共済契約の共済金の請求に関し、その共済金の受取人が詐欺行為（注2）をした場合
 - ③ 共済約者、被共済者または不配対応費用共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力（注3）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力（注3）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力（注3）を不当に利用していると認められること
 - エ. 共済契約者または不配対応費用共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力（注3）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力（注3）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 共済契約者、被共済者または不配対応費用共済金受取人に対する当会の信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする①から③までと同等の重大な事由がある場合（注4）
- (2) 不配対応費用共済金の支払事由が生じた後でも、当会は、(1)により共済契約を解除することができます。この場合には、(1)の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による不配対応費用共済金（注5）の支払いを行いません。（注6）
- (3) 本条による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の住所不明等の正当な理由により共済契約者に通知できないときは、被共済者に通知します。
- (4) 本条により共済契約を解除したときは、解約返戻金を共済契約者に支払います。（注7）

（注1） 不配対応費用共済金については、他の保険契約または共済契約の不配対応費用共済金を含みます。保険契約または共済契約の種類および給付の名称の如何を問いません。

（注2） 未遂を含みます。

（注3） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注4） 例えば、他の保険契約または共済契約が、保険契約の重大事由によって解除されること等により、④の事由に該当することがあります。

（注5） (1)③のみに該当した場合で、(1)③アからオまでに該当したのが不配対応費用共済金

受取人のみであり、その不配対応費用共済金受取人が不配対応費用共済金の一部の受取人であるときは、不配対応費用共済金のうち、その不配対応費用共済金受取人に支払われるべき不配対応費用共済金をいいます。

(注6) すでに不配対応費用共済金を支払っていたときは不配対応費用共済金の返還を請求します。

(注7) (1)③により共済契約を解除した場合で、不配対応費用共済金の一部の受取人に対して(2)を適用して不配対応費用共済金を支払わないときは、共済契約のうち支払わない不配対応費用共済金に対応する解約返戻金を共済契約者に支払います。

第14条（共済掛金の払込み）

- (1) 共済掛金は、責任開始日の属する月の翌々月6日に口座振替により払い込まなければなりません。以後、毎月同様とします。
- (2) 共済掛金の猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとします。
- (3) 共済契約者は、第2回以後の共済掛金を、その払込期間中、口座振替により、払込期月内に払い込まなければなりません。

第15条（共済契約が消滅した場合等の共済掛金の取扱い）

- (1) 払込期月に対応する共済掛金が払い込まれた後に、共済契約の消滅等**(注1)**が発生した場合は、次に定めるところによります。
 - ① その払込期月の契約日の応当日の前日までに共済契約の消滅等**(注1)**が発生した場合は、その払込期月に対応する共済掛金**(注2)**を共済契約者**(注3)**に返還します。
 - ② その払込期月の契約日の応当日以後に共済契約の消滅等**(注1)**が発生した場合は、その払込期月に対応する共済掛金**(注2)**については、返還しません。**(注4)**
- (2) 払込期月に対応する共済掛金が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに共済金の支払事由等が生じた場合は、未払込みの共済掛金を差し引いて不配対応費用共済金を支払います。

(注1) 共済契約の解約等による共済契約の消滅をいい、不配対応費用共済金の減額の際の減額部分については、消滅したものとして取扱います。

(注2) 不配対応費用共済金の減額の際は、減額部分に対応する共済掛金とします。

(注3) 不配対応費用共済金の支払いの際は、不配対応費用共済金の受取人とします。

(注4) 第1回共済掛金についても、これに準じて取扱います。

第16条（共済契約者の住所等の変更）

- (1) 共済契約者が住所を変更したときは、すみやかに、当会に通知しなければなりません。
- (2) (1)の通知がなく、共済契約者の住所を当会が確認できなかった場合、当会の知った最終の住所に発した通知は、共済契約者に着いたものとします。

第17条（共済契約内容の見直し）

- (1) 当会は、共済事業運営の維持・継続のために特に必要と認めたときは、将来に向かって共済契約内容の見直しをすることができます。

- (2) (1)の定めにより共済契約内容の見直しを行う場合には、共済契約者宛てに発する書面により共済契約内容の見直しを通知します。

第18条（共済金の削減払、共済掛金の請求）

- (1) 当会は、損失金を出資金で補充する場合は、不配対応費用共済金の削減払または共済掛金の請求を行うことができます。
- (2) (1)の定めにより不配対応費用共済金の削減払を行う場合には、共済契約者および共済金受取人にまた、共済掛金の追徴を行う場合には、共済契約者に発する書面により不配対応費用共済金の削減払または共済掛金の請求について通知します。

第19条（不配対応費用共済金の請求時期）

- (1) 当会对する共済金請求権は、不配対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 共済契約者または不配対応費用共済金受取人が不配対応費用共済金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者が個人事業主である場合において不配対応費用共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、不配対応費用共済金の支払を受けるべき不配対応費用共済金受取人の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、不配対応費用共済金受取人の代理人として不配対応費用共済金を請求することができます。
- ① 不配対応費用共済金受取人と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に不配対応費用共済金を請求できない事情がある場合には、不配対応費用共済金受取人と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に不配対応費用共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による不配対応費用共済金受取人の代理人からの不配対応費用共済金の請求に対して、当会が不配対応費用共済金を支払った後に、重複して不配対応費用共済金の請求を受けたとしても、当会は、不配対応費用共済金を支払いません。
- (5) 当会は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者または不配対応費用共済金受取人に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者または不配対応費用共済金受取人が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて不配対応費用共済金を支払います。

（注1）法律上の配偶者に限ります。

第20条（不配対応費用共済金の支払時期）

- (1) 不配対応費用共済金の支払いは、請求日（注1）の翌日から起算して 30 日以内に支払います。
- (2) (1)の支払期限の後に不配対応費用共済金を支払うこととなるときは、当会は、支払期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を不配対応費用共済金とあわせて支払います。

（注1）前条の書類（必要事項が完備されていることを要します。）が当会に届いた日をいいます。

第 21 条（時効）

不配対応費用共済金を請求する権利は、第 19 条（不配対応費用共済金の請求時期）(1)に定める時の翌日から起算して 3 年間を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 22 条（更新）

- (1) 共済契約者から共済期間満了の日の 2 か月前までに更新しない旨の申出がない限り、共済契約は更新されます。ただし、更新時に、当会が(2)①に定める共済契約の締結を取扱っていない場合には更新されません。
- (2) 更新後の共済契約については、次表に定めるところによります。

① 共済契約の種類	更新前の共済契約と同一とします。
② 共済期間	更新前の共済契約の共済期間と同一とします。
③ 共済期間の継続	第 4 条（不配対応費用共済金を支払わない場合）および第 8 条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては、更新前の共済期間と更新後の共済期間は継続されたものとします。
④ 第 1 回共済掛金の払込み	更新前の共済契約の第 2 回以後の共済掛金と同様に取扱います。
⑤ 適用する普通共済約款および共済掛金	更新日における普通共済約款および共済掛金を適用します。

第 23 条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 24 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013 年版）

I 21	急性心筋梗塞
I 21.0	前壁の急性貫壁性心筋梗塞
I 21.1	下壁の急性貫壁性心筋梗塞
I 21.2	その他の部位の急性貫壁性心筋梗塞
I 21.3	急性貫壁性心筋梗塞，部位不明
I 21.4	急性心内膜下心筋梗塞
I 21.9	急性心筋梗塞，詳細不明
I 22	再発性心筋梗塞

I 22.0	前壁の再発性心筋梗塞
I 22.1	下壁の再発性心筋梗塞
I 22.8	その他の部位の再発性心筋梗塞
I 22.9	部位不明の再発性心筋梗塞
I 23	急性心筋梗塞の続発合併症
I 23.0	急性心筋梗塞の続発合併症としての心膜血腫
I 23.1	急性心筋梗塞の続発合併症としての心房中隔欠損(症)
I 23.2	急性心筋梗塞の続発合併症としての心室中隔欠損(症)
I 23.3	急性心筋梗塞の続発合併症としての心膜血腫を伴わない心(壁)破裂
I 23.4	急性心筋梗塞の続発合併症としての腱索の断裂
I 23.5	急性心筋梗塞の続発合併症としての乳頭筋の断裂
I 23.6	急性心筋梗塞の続発合併症としての心房, 心耳, 心室の血栓症
I 23.8	急性心筋梗塞のその他の続発合併症
I 24	その他の急性虚血性心疾患
I 24.0	冠(状)(動脈)血栓症, 心筋梗塞に至らなかったもの
I 24.1	ドレスラー<Dressler>症候群
I 24.8	その他の型の急性虚血性心疾患
I 24.9	急性虚血性心疾患, 詳細不明
I 25	慢性虚血性心疾患
I 25.0	アテローム<粥状>硬化性心血管疾患と記載されたもの
I 25.1	アテローム<粥状>硬化性心疾患
I 25.2	陳旧性心筋梗塞
I 25.3	心室瘤
I 25.4	冠(状)動脈瘤
I 25.5	虚血性心筋症
I 25.6	無痛性<無症候性>心筋虚血
I 25.8	その他の型の慢性虚血性心疾患
I 25.9	慢性虚血性心疾患, 詳細不明

I 60	くも膜下出血
I 60.0	頸動脈サイフォン及び頸動脈分岐部からのくも膜下出血
I 60.1	中大脳動脈からのくも膜下出血
I 60.2	前交通動脈からのくも膜下出血
I 60.3	後交通動脈からのくも膜下出血
I 60.4	脳底動脈からのくも膜下出血
I 60.5	椎骨動脈からのくも膜下出血
I 60.6	その他の頭蓋内動脈からのくも膜下出血
I 60.7	頭蓋内動脈からのくも膜下出血, 詳細不明
I 60.8	その他のくも膜下出血
I 60.9	くも膜下出血, 詳細不明
I 61	脳内出血
I 61.0	(大脳)半球の脳内出血, 皮質下
I 61.1	(大脳)半球の脳内出血, 皮質
I 61.2	(大脳)半球の脳内出血, 詳細不明

I 61. 3	脳幹の脳内出血
I 61. 4	小脳の脳内出血
I 61. 5	脳内出血，脳室内
I 61. 6	脳内出血，多発限局性
I 61. 8	その他の脳内出血
I 61. 9	脳内出血，詳細不明
I 63	脳梗塞
I 63. 0	脳実質外動脈の血栓症による脳梗塞
I 63. 1	脳実質外動脈の塞栓症による脳梗塞
I 63. 2	脳実質外動脈の詳細不明の閉塞又は狭窄による脳梗塞
I 63. 3	脳動脈の血栓症による脳梗塞
I 63. 4	脳動脈の塞栓症による脳梗塞
I 63. 5	脳動脈の詳細不明の閉塞又は狭窄による脳梗塞
I 63. 6	脳静脈血栓症による脳梗塞，非化膿性
I 63. 8	その他の脳梗塞
I 63. 9	脳梗塞，詳細不明

別表 2 第 4 条（保険金を支払わない場合—その 2）(3)①の運動等

山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注 2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注 3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注 4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表 3 共済金請求書類

1. 共済金請求書
2. 当会の定める傷害状況報告書
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
4. 入院日、入院日数、通院日、通院日数および身体障害の内容を証明する医師の診断書および診療明細書
5. 不配対応費用の支出を証明する書類または領収証
6. 当会が被共済者の症状または治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
7. その他当会が第 19 条（不配対応費用共済金の請求時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの

(注) 共済金を請求する場合には、当会が求めるものを提出しなければなりません。